石狩市公示第 107 号

公　示　送　達　書

次の書類は、当市納税課において保管し、申出があればいつでも交付します。
（根拠法令－地方税法第20条の2、石狩市税条例第18条）

令和8年10月15日

石 狩 市 長　　加 藤 龍 幸

送達を受けるべき者の氏名（名称）	送達すべき書類を特定するために必要な情報
渡辺　賢一	差押調書（謄本）
以下余白	

（注意）
この書類は、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。